

大船渡市復興推進計画

平成 26 年 6 月 13 日

岩手県大船渡市

1 計画の区域

大船渡市全域

2 計画の目標

平成 23 年 3 月 11 日に発生したマグニチュード 9.0 の東北地方太平洋沖地震と大津波は、東日本沿岸地域に甚大な被害をもたらし、本市においても、死者・行方不明者をあわせた人的被害は 419 人、建物被害は 5,556 世帯（全壊：2,789、大規模半壊：431、半壊：717、一部損壊：1,619）、産業・公共施設を含む物的被害額が約 1,077 億円に上り、宿泊業・飲食サービス業についても、大船渡商工会議所会員事業者への調査によると約 8 割の事業者が、全壊・半壊の被害を受け、産業機能が著しく低下し、地域経済に甚大な被害が生じた。

このような中、本市としては、観光産業の早期再建や地場産業の活力を生かした産業・経済の活性化が急務であることから、中核的産業を担う立地企業の体力強化に資する支援を実施することにより、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の産業機能回復に欠かせない観光産業、地場産業の充実・強化のための中核的な役割を担う宿泊業・飲食サービス業について、立地企業の設備投資を支援する。

4 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する株式会社海楽荘（以下「対象事業者」という。）が、大船渡市大船渡町において、宿泊施設を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市における宿泊業は、市内の宿泊業、飲食サービス業において従業員数が第 2 位の中核的な産業であり、対象事業者が雇用する従業員数は、本市の宿泊業の約 17%を占めるほか、今回の設備投資額は、本市における同業種の平均投資額を大きく上回るものである。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化と雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業である。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社岩手銀行、株式会社七十七銀行、気仙沼信用金庫、株式会社商工組合中央金庫

⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本市では、「大船渡市復興計画」において、「観光産業の早期再建」、「地域資源や地場産業の活力を生かした産業・経済の活性化」等を施策として掲げ、既存企業の再生や地場産業の連携、新たな分野での起業等に向けた支援に取り組んでいる。

また、本市においては、復興事業に係る工事従事者等の宿泊施設が不足しており、今後においても、大規模な港湾・海岸工事、住居の高台移転に係る敷地造成工事等が控え、宿泊施設の整備の必要性が一層高まっている。

このような状況下において、対象事業者は、震災直後、従前から経営していた民宿「海楽荘」が、大規模半壊等の被害を受けながらも早期に復旧し、復興に携わる多くの人たちの宿泊需要に対応するとともに、被災者に対しては、民宿内の温泉入浴施設を無料で開放してきた。

今回、株式会社海楽荘を設立し、本市では数少ない温泉入浴施設に加え、産直施設も備えた宿泊施設を整備するほか、熱源として地域の木材を利用する等、多様な地域資源を有効に活用しながら、復興事業への対応、地域経済の活性化、被災者の雇用継続及び新規雇用の創出を図るものであり、これらを円滑に推進する体制の構築が求められている。

本事業は、「大船渡市復興計画」において本市が目指す復興の方向性に合致する取り組みであり、雇用機会の創出、地域経済の活性化を促進するための中核的な事業であることから、当該計画の実施は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6 その他

当該計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、岩手県の意見を聴取した。

また、大船渡市、大船渡商工会議所、株式会社岩手銀行、株式会社七十七銀行、気仙沼信用金庫、株式会社商工組合中央金庫、対象事業者を構成員とする大船渡市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。